

○納税等

1. 連邦レベルでの措置

(1) 2020年3月発表分

企業の流動性状況を向上させるために、納付期限の延期、予納金額の減少、強制取立て執行に関する手続きにおける可能性が改善される。企業に対し、総額で数十億ユーロに上る納付期限の延長可能性を提供。連邦財務省はこれに必要となる各州との調整手続きを開始。

- a. 納付期限延長の許可が簡単になる。税務当局は、徴収が重大な困難につながる場合、税の繰延納付を許可することが可能。税務当局には、その際に厳しい条件を課さないように指示される。これにより、納付の時期が延期され、納税者の流動性が支援される。
- b. 予納額の調整が容易になる。当年度の収益減少が明確に予想される場合、予納税額は簡単に、早急に減額される。それにより流動性の改善が図られる。
- c. 納税者がコロナウイルスの影響を直接受けている場合、2020年12月31日までは、強制取立て手続き（例えば銀行口座の抵当設定）や滞納課金の請求は免除される。

税関当局が徴収を管轄する税目（例えばエネルギー税、航空税）に関しては、中央税関当局（Generalzolldirektion）に対して納税者にしかるべき方法で譲歩をするように指示される。また連邦中央財務局（Bundeszentralamt für Steuern）が管轄する保険税及びVATに関しても、同様の処置がとられる。

注1）上記のa及びbの実務手続きは、納税者が管轄税務署に対して申請することで行われ、通常は税理士が代理で申請書を作成することが多い。aに関し、納付（支払い）期限の延長申請は現行でも可能だが、通常時では、自己の責任がない、他に資金の当てがない、将来支払う保証がある、などの条件充足を証明し、当局が厳しく審査してから許可を出されるが、今回の措置では審査が簡略化される。bに関しても、予納額の調整申請は現状でもよく行われているが、審査を簡単にして許可を出すことを政府が支持する。

注2) 予納とは、当年度の税金の支払いのこと。法人税、営業税、所得税など、通常は前年度の実績収益に基づき当年度の予納額が決定する。当年度、減益になるのが明確であれば、税務署も予納額の減少を認める。ただし、通常時は詳しい説明や証明が必要であるが、今回の対策ではこれを簡素化する。

(2) 2020年6月発表分

①付加価値税率の一時的な引下げ

- 2020年7月1日から12月31日までの間、標準税率を19%から16%に、軽減税率を7%から5%に引き下げ。同措置は期間限定であり、2021年1月1日には、元の19%あるいは7%に引き上げられる。
- 税率の変更は、売上の課税時点に合わせて行われる。VATの課税時点は、売手が取引を履行したタイミングであり、「財貨の引渡し」と「役務提供」では定義が異なる。前受金を受領する場合には、受領時点で有効な税率で課税されるが、売手の履行が完了した時点で、その時に有効な税率で取引の全額が課税され、受領時に行われた前受金の課税は取り消される。
- レストラン・飲食店等においては、別途の改正により、1年間（2020年7月1日から2021年6月30日まで）、料理・食事について標準税率（19%）に代わって、軽減税率（7%）が適用される。このため、2020年7月1日から12月31日までの間については2重の引下げが生じ、料理・食事は5%、飲み物類は16%が適用。2021年1月1日から6月30日までは、料理・食事は7%、飲み物類は19%、2021年7月1日以降は料理・食事、飲み物類ともに19%が適用される。但し持ち帰り（Take Out）の場合は財貨引渡しに相当するために、料理には軽減税率（7%/5%/7%）が、飲み物には標準税率（19%/16%/19%）が適用される。

②輸入付加価値税（輸入VAT）の納付のタイミングの延長

- 輸入付加価値税（輸入VAT）は、通常は輸入通関時に納付される。
- 輸入者（企業）の流動性を支援するため、今回の措置では、通関日の翌々月26日まで輸入付加価値税（輸入VAT）の納付が猶予される。この措置の期限は設定されていない。

- 但し実務上は、通関業者が税関に輸入税を支払い、輸入者にそれを請求するケースが多いと思われる。その場合は、通関業者が輸入者（企業）に支払い猶予を与えることでメリットが企業まで到達する。
- 輸入付加価値税（輸入 VAT）も、付加価値税の一種であることから、上記の一般的な付加価値税率の引下げにより、半年間の間、標準税率 16%、軽減税率 5%を適用。

③欠損繰戻し限度額の一時的引上げ

- ドイツの税法では、個人所得税法上および法人税法上において、欠損（マイナス所得）の 1 年の繰戻しが一定額まで認められている。
- 現行の欠損繰戻し限度額は、法人税の場合ならびに個人所得税の単身・独身申告の場合で、100 万ユーロ、個人所得税の夫婦合算申告の場合、200 万ユーロ。今回の措置により、2020 年査定年度および 2021 年査定年度については、100 万ユーロが 500 万ユーロに、200 万ユーロが 1,000 万ユーロに、一時的に引き上げられる。
- これにより、2019 年は利益が計上されていたが、2020 年は、コロナ危機により、赤字になる場合、その 2020 年の赤字分（欠損）について、2019 年により大きな金額を繰戻して、2019 年の利益に対する税金（法人税・個人所得税）を減額させることが可能。

④仮欠損繰戻し額制度の導入

- 所得税/法人税は、納税者の申告に対し税務署が査定。申告及び査定は、翌年度の作業。このタイムラグのため、2019 年度の税金の支払いは、通常は 2020 年の後半から 2021 年の前半に掛けて発生。
- 一方、繰越欠損金が消滅した企業には、税務署はその翌年度から予納を要求するのが一般的。例えば、2018 年度の申告を 2019 年 11 月に提出し、税務署が 2020 年 1 月に 2018 年度の査定税額と 2019 年の予想税額の両方の支払いを要求することは普通であり、その場合は、2020 年 1 月に前年度の予納をすることになる。
- 納税者は既にこの時点で 2019 年度の利益状況を把握しており、それが予納のベースとなった 2018 年の利益から大幅に減少している場合には、2019 年度の予納税

額の減額を申請することが可能。しかし差額が大きくない場合には、減額申請を行わず、後日の申告・査定を以って差額の還付を受けるのが普通。

- コロナのために多くの企業で 2020 年度の業績の悪化が予想され、2021 年に提出する 2020 年度の申告では、赤字決算となる。2020 年度の欠損金は、税務上 2019 年度へ繰戻され、2019 年度の課税所得がその分減少し、過払い税金が還付される。しかしこの精算が実際に起こるのは、通常は 2021 年の後半であることから、今回の改正は、包括的仮定に基づき 2019 年度への繰戻しも可能とすることで、2021 年後半に予想される 2020 年度の 2019 年度への欠損金繰戻しを現時点で認め、税額還付を早めるという措置。
- 包括的仮定では、2019 年度の予納査定のベースとなった推定所得の 30%が、2020 年度からの損金として繰戻される。2020 年度の損金が多いことを証明できる場合は、30%以上の損金繰戻しも可能。

⑤定率償却法の再導入

- 2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに取得、製造された不動産を除く固定資産には、定率法減価償却が可能
- 最高 25%、定額法による金額の 2.5 倍が限度

⑥営業税の加算額算定時の非加算許容額の引上げ

- 営業税の課税計算では、法人税上の課税所得を算出した後に、一定の加算・減算の調整後に営業収益（営業税上の課税ベース）が算出される。加算調整の中に、一定額を超える支払利息、家賃、使用料などがある。
- 今回の措置により、この一定限度額が、現状の 10 万 EUR から 20 万 EUR に増額

⑦再投資優遇措置（圧縮記帳）の 1 年間延長

- 所得税法第 6b 条（特定固定資産売却時の含み益の移転）は、特定の固定資産について、再投資（買替）の際に、買替前の資産の売却益を直ちに益金算入することなく、新規購入資産の計上額から減額するか、あるいは、積立金を計上することで、一定期間（4 年あるいは 6 年等）、課税繰延べができるというもの。

- 後者の積立金計上での課税繰延べに関し、2020年3月1日から2020年12月31日までの間に終了する事業年度に、当該一定期間が経過し、積立金の取り崩しが行われないといけない場合、一時的に1年間延長。

⑧ 中小企業向け投資優遇措置の1年延長

- 一定条件を満たした中小企業は、投資優遇措置として、将来的な償却固定資産（動産）の購入・取得予想価格の40%までを投資控除額として損金/引当金計上することが可能。ただし、当該償却固定資産の取得・購入は、引当金計上事業年度の翌年度以降第3事業年度の終了までに行われることが前提であり、それまでに取得/購入がない場合には引当金は益金に算入される。
- 今回の措置により、2017年1月1日から12月31日までの間に終了した事業年度において当該引当金が計上されている場合、2020年にこの3年の期限が来てしまうが、一時的に第4事業年度終了までに取得・購入すればよいとされた。

⑨ 人的会社（パートナーシップ）形態で事業を営む企業の所得税負担の軽減

- 人的会社（パートナーシップ）の事業所得には、所得税と営業税が課され、法人税の対象ではない。
- 法人税は15%の定率であるが、所得税は最高45%の累進税率である。そのため、所得税を負担する人的会社の方が高負担になってしまうケースが出てくる。
- これを緩和するために、所得税法第35条に基づき、当該人的会社が計上した営業税基準額の3.8倍の金額が、所得税額から控除される。今回の措置により、この3.8倍が4倍に引き上げられる。2020年査定年度から適用。

⑩ 研究開発税制促進法による助成枠の拡大

- 2020年1月1日に施行された研究開発税制促進法により、一定条件を満たす研究開発プロジェクトに対し、研究開発活動に従事するスタッフの人件費総額（給与および社会保障費用が対象、一事業年度当たりにつき、最大200万ユーロ）の最大25%が、査定税額の減額として、助成される（最高50万ユーロ）。

- 今回の措置により、人件費総額の上限 200 万ユーロが、2020 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの期間に対しては、400 万ユーロに拡大。結果、最大の助成補助金額が 100 万ユーロ（400 万ユーロ × 25%）に。

2. 各州の窓口等

以下は各州の取り組みの例を紹介する。

(1) NRW 州

NRW 州経済振興公社 (NRW. INVEST GERMANY) の HP (www.nrwinvest.com) において、以下の様な経済、納税関連テーマの説明が掲載されている。ドイツ語、英語、フランス語その他の言語を選択できるが、日本語等では内容が限定されている。

- 感染予防、患者保護に供される製品、資材の製造装置に対する連邦政府の支援
- 中小企業に対する経過支援策 (Überbrückungshilfe)
- 自営業、自由業、法人企業に対する資金繰り支援
 - ・ KfW-貸付金
 - ・ 補償供与
 - ・ 支援出資
- 税制上の支援策
 - ・ 2019 年度予納査定に対する包括的な減額申請
 - ・ 時短手当
 - ・ その他
- 起業家、スタートアップ企業への支援
 - ・ KfW-資金支援
 - ・ スタートアップ企業への自己資本支援
- 被害の甚大な業種への支援
 - ・ ホテル、レストラン業社
 - ・ 文化、創作事業
 - ・ 自営の芸術家
 - ・ 映画、メディア業界
 - ・ 旅行業者
- 所得税 (Einkommensteuer)、法人税 (Körperschaftsteuer)、売上税 (Umsatzsteuer) の無利子による支払い猶予、営業税 (Gewerbesteuer) 前払い税額の減額調整の受付を開始。

- [フォーム](#)に必要事項を記入の上、貴社所管税務署（[リスト](#)）に郵送するか、各税務署のウェブサイト右にある KONTAKT の欄に記載の Kontaktformular から申請（Kontaktformular で申請する場合は、Kontaktformular のページに署名したフォームをアップロードするコマンドがあるので、それを使いアップロードしてから送信することに注意）

（２） ベルリン州

- 資金調達が困難な場合、申請に応じて税の繰り延べが可能。詳細は税務署または税理士に要相談。
- 問い合わせ先：[ベルリン各担当税務署](#)

（３） ハンブルク州

- ハンブルグ州は新型コロナウイルスの影響による納税に関連する申請をオンラインで受け付ける。
- 申請・問い合わせ先：[ハンブルク地方税務署](#)

以上

（ご利用に当たっての留意点）

最新情報を掲載するように心がけていますが、状況が変わりやすいですので利用の際にご自身でも情報をご確認ください。